

# 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※町処理欄					
特別徴収義務者 指定番号				※市町村ごとに異なります	
宛名番号 <sup>※注2</sup>					
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係	氏名	電話 ( ) - ( )	
異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須 <sup>※注4</sup> ) ( 月 日納期分) 3. 普通徴収 (理由)		控除社会 保険料額 円	
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)				
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が93万円以下)				
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)				
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)				

住所(居所) 又は所在地		〒	
フリガナ			
氏名又は名称			
代表者の 職氏名印			
個人番号 <sup>※注3</sup> 又は法人番号			
令和 年 月 日提出 (あて先) 山ノ内町長		(特別徴収義務者) 給与支払者	
フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額
氏名 (旧姓)		円	円
生年月日 昭和・平成 年 月 日		月から 月から	異動 年月日
個人番号 <sup>※注3</sup>		円	円
1月1日 現在の住所		円	円
給与の支払を受け なくなった後の住所			

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定			一括徴収できない理由
1. 異動が令和 年 12 月 31 日 までで、申出があったため ( 月 日申出)	徴収予定 月 日	徴収予定額 円	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 円	(○をしてください) 1. 5月31日までに支払 われるべき給与又は 退職手当等の額が 未徴収税額以下である ため 2. 死亡による退職である ため
2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.	円	円	
異動者印	.	円	円	

## ◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先では 月割額 円を 令和 年 月分から徴収し、納入する。	(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所) 又は所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号	新規
新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 ( 要 ・ 不 要 )		フリガナ		連絡先の 氏名及び 所属課、係 名並びに 電話番号	氏名
		氏名又は名称		課・係	課 係
		代表者の 職氏名印		電話	( ) - ( )
		個人番号 <sup>※注3</sup> 又は法人番号			

御注意  
1 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
2 宛名番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
3 転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合、個人番号は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。  
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。(五月末までに支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。)